

説明資料

(議事)

1 委員長、副委員長の選出について

資料1	大分県立図書館協議会関係法令	1
-----	----------------	---

2 大分県立図書館の事業概要について

資料2	事業体系図	2
-----	-------	---

3 前年度事業の評価に対する委員意見について

資料3	大分県立図書館運営の状況に関する評価	3
-----	--------------------	---

4 図書館に関わる最近の政策動向について

資料4-1	第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要	4
-------	------------------------------	---

資料4-2	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律概要	5
-------	---------------------------	---

5 「所蔵映像資料の保存及び利活用について」対応状況

デジタル化済みサンプル映像上映

大分県立図書館協議会関係法令

○図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）

（図書館協議会）

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○大分県立図書館協議会条例（昭和二十五年十一月二十一日 大分県条例第六十号）

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条の規定に基づき、大分県立図書館の円滑な運営を図るため、大分県立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は十名以内とする。

第三条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、大分県教育委員会が任命する。

第四条 委員の任期は二年とする。ただし、特別の事情ある場合は任期中でも解任することができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 この条例の施行について必要な事項は大分県教育委員会が定める。

○大分県立図書館協議会会議規則（昭和二十六年五月二十五日 大分県教育委員会規則第六号）

第一条 大分県立図書館協議会(以下協議会という。)の会議に関しては、この規則の定めるところによる。

第二条 協議会は、委員のうちから、委員長及び副委員長各一名を互選する。

2 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期中とする。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を行う。

第三条 協議会の会議は、図書館長の諮問に応じて、委員長が、これを招集する。

2 委員長は、七日前までに、会議開催の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

第四条 協議会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。

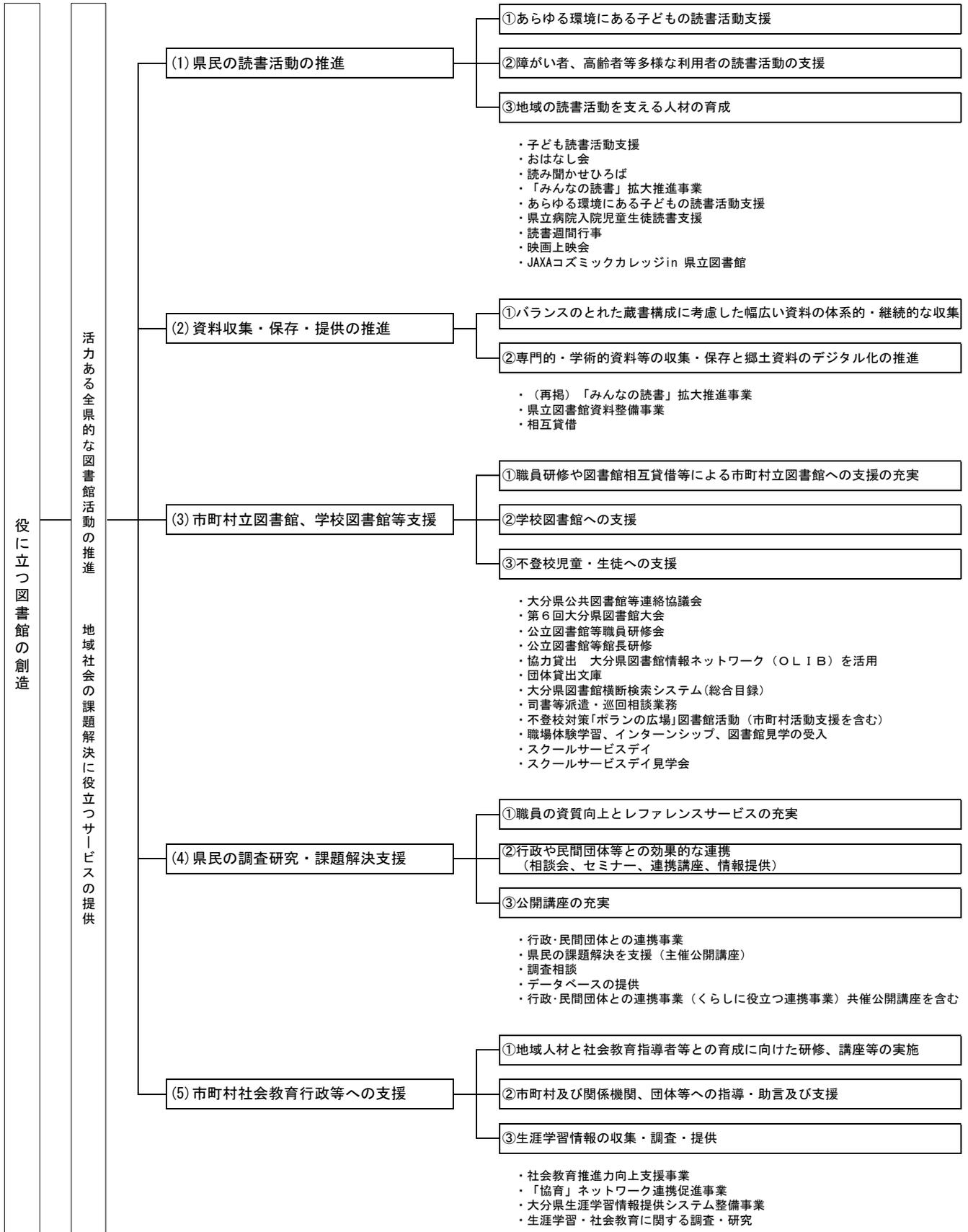
第五条 この規則に定めるもののほか、会議について必要な事項は、図書館長が、別にこれを定める。

事業体系図

<基本方針>

<重点目標>

2019 <具体的取組>



資料 3

大分県立図書館運営の状況に関する評価

評価者： 集計

○ 図書館法

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

○ 評価の方法

各年度に定めた重点目標ごとに評価指標を設定し、年度終了後、それぞれの指標ごとの実績値について自己評価を行い、それに対して、図書館協議会委員が外部評価として意見を記載する。自己評価及び外部評価としての委員意見をあわせてHPIにより公開する。

なお、自己評価はAからDの4段階とする。
 A:非常に成果があがっている。
 B:成果があがっている。
 C:それほど成果があがっていない。
 D:全く成果があがっていない。

○ 評価

(1) 県民の読書活動の推進

評価指標

・ 入館者数

H29 実績	483,572
H30 実績	496,416

自己評価	理由
A	入館者数はH25、個人貸出冊数はH21をピークに減少傾向。幼児、保護者、児童、生徒向け行事の増、魅力向上により若年利用者の増加を目指した取り組みを進めている。平成30年度は、国民文化祭関連行事のほか、積極的な行事展開等もあって、数年ぶりの増加を記録した。

立地を考えると、これだけの入館者数(400人/日)は、申し分ないと思います。現状を維持できれば「A」です。
とても積極的に取り組まれている。国民文化祭関連行事も大きな努力がみえた。入館者数も増えていることは、すごいと思われるが、この数だけにとらわれることなく、内容の充実にも今後力を入れてほしい。矯正施設等の子どもたちの支援の継続がなされていることも評価できる。
アクセスの不利については、協議会で毎回話題に上った。磯崎新建築としての建物の魅力など、施設的なものをアピールすることも必要ではないか。
人口減少が進み入館者数が減少するなか、国民文化祭関連行事では、多岐に亘る取り組みを実施することで幅広い層の方が参加でき、入館増加に繋がったことは、評価できる。

(2) 資料収集・保存・提供の推進

評価指標

・ 全資料数(デジタル化資料を含む)

H29 実績	1,179,958
H30 実績	1,191,767

自己評価	理由
A	県立図書館としての蔵書構成を確保するため、統一的視点から専門的・学術的資料を収集した。また、子ども室や団体書庫ではバリアフリー図書(点字絵本、LLブック、布絵本等)の収集に注力した。

バリアフリー図書に力を入れてくれていることは、かなり評価できる。これこそが、県立図書館にしかできないことだと思えるし、一人でも多くの、あらゆる状況の県民に図書を届けていくことにつながると思う。
デジタル書籍、人気が高まっているコミック、アニメなどについての収集方針などについても、今後知りたい。
所蔵映像資料を含め、郷土の貴重な資料のデジタル化を進めてほしい。

(3) 市町村立図書館、学校図書館等支援

評価指標

・ 協力貸出冊数

H29 実績	23,947
H30 実績	25,524

自己評価	理由
A	学校の登録が増え、(61校増)、県立学校の利用が伸びている。

県立学校の伸び、大いに評価です。
市町村の図書館や学校との「つながり」が、より強くなっている。今後、横断検索システムが、より充実され「つながり」を強めていくものになることを期待。
義務教育の段階で本の楽しさを知ってもらう取り組みは、より重要さを増す。スマホやパソコンからの情報インプットに偏りすぎると、さまざまな弊害があることが指摘されている。
学校との連携を図ることで、登録校が増え貸出数が増加していることは評価できる。

(4) 県民の調査研究・課題解決支援

評価指標

・ レファレンス件数(簡易なものを除く)

H29 実績	11,231
H30 実績	11,788

自己評価	理由
B	データベースや専門的な資料等に基づいたレファレンスサービスへの需要が増加している。

むづかしい言葉ではなく、高齢者にも子どもにも分かりやすい表現で、サービスをPRするの必要を感じます。
子どもたちから高齢者まで、さまざまな分野での支援が行われている。この支援も「県立図書館だからできる」「県図書館ならでは」ということが大きいと思われるので、今後力を入れてほしい。評価としては、「A」でも良いのでは？
歴史、美術をはじめとした専門分野の書籍、新聞のバックナンバーなどは、できる限りデータベース化・公開するのが好ましい。日本国内の地方は、総じて取り組みが遅れているようだ。
今後も需要がふえると考えられるので、充実をはかってほしい。

(5) 市町村社会教育行政等との連携

評価指標

・ 地域人材等育成研修参加者数

H29 実績	1,868
H30 実績	1,935

自己評価	理由
A	事業のうち、地域教育力パワーアップ事業の参加者が、前年度より168名増えた。

もともと農林部に根強くあった地域の教育力、集落が成り立たなくなった今、市町村との連携は一層重要になってきました。
事業により参加者が増えているものもあることは、評価できる。大切なのは、その事業で、どれだけの力がつき、それぞれの地域で生かされているか、ということではないか。そういう意味では、事業をより長い目でとらえ、育ててほしい。
図書館の事業としてはイメージしにくい。協議会では、今後、研修の様子を動画で紹介、説明するなどしてほしい。
地域からの取り組みが重要であり、引き続き地域人材の育成に取り組んでいただきたい。

(6) 国民文化祭関連事業の推進

評価指標

・ 主催行事参加者数

H29 実績	-
H30 実績	1,822

自己評価	理由
A	県民をあげた文化の祭典に、図書館の視点から積極的に参加。「50日間県立図書館三昧」と銘打ち、多くの県民に図書館の色々な機能、可能性をアピールできた。9事業を実施、1,822名超の県民が参加。

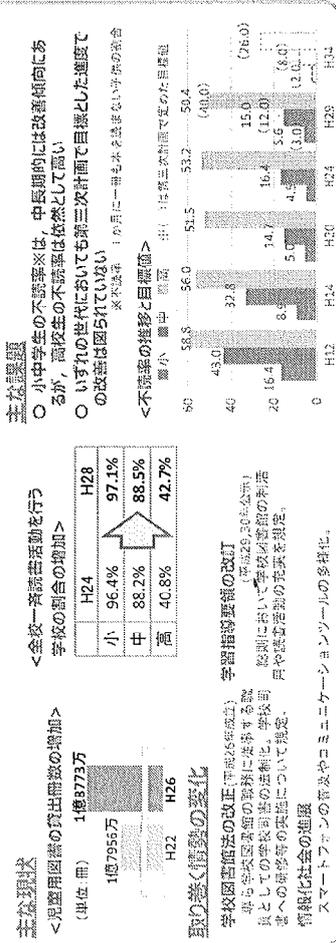
大きく評価できる。今まで県立図書館に足を運んだことなかった県民への「きっかけ」にもなったと思える。バリアフリー児童図書展示もすばらしかった。
国民文化祭は全般的にメニューが多く、埋没しがちではあったが、積極的な取組は、リピーター増に貢献したと思う。
長期間に亘る様々な取り組みが、図書館の機能、新たな取り組みを県民にアピールできた事は、評価できる。

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」について（平成30年4月20日） 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が本日閣議決定されましたのでお知らせいたします。

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

趣 旨
2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等



分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

推進体制
子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市 町 村：計画未策定一策定、策定済一見直し、地域での幅広い関係者との連携等
 都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等
 国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と読書の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等

第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成
 ②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

家庭

- ◆ 家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆ 家庭での読書活動への支援(次のような活動の推進)
 - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
 - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく)等

学校等

【幼稚園・保育所等】

- ◆ 幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備

【小学校、中学校、高等学校等】

- ◆ 学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
 - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
 - ・障害のある子供の読書活動の促進
- ◆ 読書習慣の形成、読書の機会の確保
 - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介等

【中学校、高等学校等】

- ◆ 学校図書館の整備・充実
 - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
 - ・学校図書館図書標準の達成
 - ・情報化の推進
 - ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

子供の読書への関心を高める取組

- ◆ 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
 - 読書会、図書委員、「子ども読書」ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等

民間団体の活動への支援

- ◆ 民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆ 活動への助成(子どもゆめ基金)

普及啓発活動

- ◆ 「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆ 「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆ 優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰等)

地域

- ◆ 図書館未設置市町村における設置
設置率(H27)：市98.4%、町61.5%、村26.2%
- ◆ 図書館資料、施設等の整備・充実
 - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実等
- ◆ 図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
 - ・読み聞かせ会等の企画・実施
 - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆ 司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◆ 学校図書館やボランティア等との連携・協力
 - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
 - ・ボランティア活動の促進
 - ・地域学校協働活動における読書活動の推進

資料 4-2

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- ①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実
 - ・円滑な利用のための支援の充実
 - ・点字図書館における取組の促進 など
- ②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）
 - ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援
 - ・関係者間の連携強化 など
- ③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）
 - ・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援
 - ※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等
 - ・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など
- ④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）
 - ・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進
 - ・著作権者と出版者との契約に関する情報提供
 - ・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など
- ⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）
 - ・相談体制の整備 など
- ⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）
- ⑦情報通信技術の習得支援（15条）
 - ・講習会・巡回指導の実施の推進 など
- ⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）
- ⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：公布の日